

令和4年分

申告相談・還付申告・住民税申告

毎年、確定申告期間(2月16日～3月15日)は会場が非常に混雑します。混雑緩和のため、次の日程を申告相談日等として設けますので、ご利用ください。

なお、還付申告であっても、利子所得、譲渡所得(土地、家屋、株式等)、山林所得、雑損控除のある方、青色申告の方は、2月16日以降にe-Taxまたは札幌北税務署で申告してください。

開設期間

2月1日(水)～2月15日(水)
※土・日は除く。

受付時間

9時30分～11時45分、13時～16時

場 所

役場1階 大会議室

所得税の還付申告ができる方 (給与収入・年金収入のみの方)

- ①所得税額を正しく計算すると還付になる方
- ②退職所得があり、源泉徴収税額が還付になる方
- ③新築住宅や中古住宅を取得して入居された方や住宅の増改築をされた方
- ④寄付金・医療費控除等を受けることができる方など

* 必要な書類 上記①～④共通および住民税申告

- ・源泉徴収票(コピー不可)
- ・マイナンバーカード、通知カード、マイナンバーが記載された住民票などいずれか1つ
- ・利用者識別番号をお持ちの方はその番号がわかるもの
- ・運転免許証などの本人確認書類
- ・金融機関等の口座番号が分かるもの(本人名義)
- ・健康保険料および介護保険料の領収書、国民年金保険料支払証明書
- ・生命保険料、地震保険料控除証明書など

広 告

各給付金や助成金を受給された方へ

当別町新築住宅購入支援金や新型コロナウイルス関連の課税対象の給付金を受給された場合は、一時所得または事業所得となるため確定申告が必要です。必ず、交付決定通知書の写し、必要経費を申告する場合は収支内訳書を添付してください。

住民税申告について

確定申告の必要がない方であっても、国民健康保険に加入している方、公営住宅の申し込みや児童手当および各種手続きにより収入や所得の情報が必要となる方は、住民税の申告が必要です。

なお、住民税申告は申告相談日以降も随時受け付けますが、4月28日までに済ませてください。

* 公的年金等を受給されている方へ

公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下で、かつ公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下の場合、所得税の確定申告は不要ですが、住民税申告をすることにより、本来受けられる医療費控除、扶養控除等が令和4年度の住民税額に反映されます。関係書類をお持ちのうえ、会場にお越しください。

白色事業所得者(営業・不動産等)を対象とした収支内訳書の記載相談

収支内訳書の記載相談をこの期間(2月1日～2月15日)に同会場でお受けします。必要な書類等を整理のうえお越しください。

給与支払者の関係書類提出は1月31日まで

- ・給与支払報告書(総括表・個人別明細)→役場1階・税務課税務係へ。
- ・上記以外の書類 →札幌北税務署へ。

広 告

医療費控除を受ける方へ (控除対象期間は R 4.1.1 ~ R 4.12.31)

令和 2 年分の申告から、領収書の添付または提示により医療費控除を申告することができなくなり、「医療費控除の明細書」を記入し、提出することが必須になりました。令和元年分までは、医療費の領収書の添付または提示の方法でも申告できます。詳しくは国税庁のホームページをご確認ください。

医療費控除の明細書は右記 QR コードからダウンロードできます。



- ※医療費の領収書は自宅で 5 年間保存する必要があります。税務署や町から求められたときは、提示または提出しなければなりません。
- ※医療保険者から交付を受けた医療費通知を添付すると、明細の記入を省略できます（健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」など）。

セルフメディケーション税制とは (控除対象期間は R 4.1.1 ~ R 4.12.31)

健康保持や疾病の予防として一定の取り組み（健診や予防接種など）を行っている方が、自己または自己と生計を一にする配偶者や親族のために特定一般医薬品等（以下、スイッチ OTC 医薬品）を購入した際、一定額の所得控除を受けることができる制度です。

控除を受けるには、スイッチ OTC 医薬品の購入費だけで 1 万 2 千円を超えた場合に、セルフメディケーション税制の明細書に記入し、一定の取り組みを行ったことを明らかにする書類を添付する必要があります。ただし、取り組みに要した費用については、控除対象に含めません。スイッチ OTC 医薬品の購入費で 1 万 2 千円を超えた部分（上限：8 万 8 千円）が控除額になります。

※通常の医療費控除とセルフメディケーション税制の併用はできません。

※対象品目など詳細は、厚生労働省のホームページをご覧ください。

復興特別所得税について

平成 25 年から令和 19 年までの各年分については、復興特別所得税を所得税と併せて申告・納付することとされています。

復興特別所得税は、平成 25 年から令和 19 年までの各年分の基準所得税額（所得税額から差し引かれる金額を差し引いた後の所得税額）に 2.1% の税率を乗じて計算します。また、平成 25 年 1 月 1 日から令和 19 年 12 月 31 日までの間に生じる所得については、源泉所得税の徴収の際に復興特別所得税が併せて徴収されています。

確定申告書の作成を行う際は、「復興特別所得税額」欄の記載漏れのないようご注意ください。

新型コロナウイルス感染防止対策

申告会場では、次の取り組みを行います。

- ・役場庁舎入口での検温および手指消毒にご協力ください。
- ・必ずマスクを着用してください。
- ・せきや発熱（37.5 度以上）などの症状がある方や体調がすぐれない方は、申告日を変更するなどご協力ください。
- ・申告会場の混雑状況を町ホームページの最新情報に掲載しておりますのでご確認ください。（右記 QR コードからも確認することができます）



問 税務課税務係（☎ 23 - 2332）

広 告



北税務署からのお知らせ

■問合せ 札幌北税務署

(☎011-707-5111)

確定申告会場開設期間

2月16日(木)～3月15日(水)

受付時間

平日 9時～16時

※日曜日でも2月19日・2月26日に限り、申告を受け付けます。

場 所

札幌北税務署(札幌市北区北31条西7丁目3番1号)

確定申告会場の混雑緩和のためお願い

会場への入場には「入場整理券」(会場で当日配付または国税庁LINE公式アカウントで事前発行)が必要です。配付状況に応じて後日の来場をお願いすることもあります。確定申告会場では、感染防止等のため、スマートフォンをお持ちの方は、ご自身のスマートフォンで申告していただきます。また、国税庁HPではスマホやパソコンなどから所得税の確定申告書を作成し、e-Tax等で提出することができますので、ぜひご自宅での申告書の作成・提出をお願いします。

e-Taxがさらに便利に!

これまで、パソコンでマイナンバーカードを読み取る際にはICカードリーダーが必要でしたが、マイナンバーカードの読み取りに対応したスマートフォンをICカードリーダーの代替として利用することができます。スマートフォンのマイナポータルアプリでパソコンの画面に表示された2次元バーコードを読み取るだけで、e-Taxにより申告書を送信できますのでご利用ください。

詳しくはこちら→



国税の納期限(振替日)について

申告所得税 復興特別所得税	納期限	3月15日(水)
	振替日	4月24日(月)

消費税 地方消費税	納期限	3月31日(金)
	振替日	4月27日(木)

支払日までに納税資金の準備をお願いします。

廣 告

廣 告

廣 告